第５回　豊川市高齢者福祉計画策定委員会議事録

日時：平成30年３月７日（水）

午後１時30分から

場所：豊川市役所

本庁舎３階　本34会議室

出席委員

　　9名（敬称略）

　　大河一夫、伊藤充宏、井上和彦、橋本泰宏、白井勝、野澤定一、河合洋史、清水サチ子、佐藤正代

事務局

介護高齢課　　　原田次長、高橋課長、内藤主幹、岡本補佐、近藤補佐、安藤係長

【会議次第】

１　あいさつ

　　大河会長よりあいさつ

２　議題

（1）パブリックコメントの結果について

事務局：資料１について説明

（2）豊川市高齢者福祉計画（案）について

事務局：資料２について説明

第７章４.介護保険料について説明（※東三河広域連合　第７期介護保険事業計画（案）より記述追加分）

会　長：高齢者福祉計画全体について、訂正・変更のあった箇所について説明があった。特に介護保険料について追加説明されたが、質問や意見などはあるか。

委　員：最後に説明いただいたところで、保険料率が基準額かける0.5から2まであるが、これで想定した介護保険料が集まるということか。

事務局：保険料だが、第1段階、生活保護を受けている方など、所得の低い方から段階がある。65歳以上の方の所得というのは、現状の分しか分からないが、このようになっていくだろうという見込みと立てて、保険料率を算出している。

委　員：消費税など軽減措置があって、またさらに軽減があるようだが、消費税の分は国から補ってもらえるということか。

事務局：介護保険の費用については、保険料と公費負担ということで、国と県と市が賄うことになっている。下がった分に関しては、保険料ではなく、国から公費で賄うということになる。

会　長：今のお話しですと、第9段階以降、第6期の豊川市であると、11段階を12段階に変えていく、このあたりの層が増えていくということで、（保険料の）計算が成り立っていくということか。

事務局：Ｐ90をご覧いただくと、保険料率で、広域連合の基準と国基準というものがあり、国基準ですと第9段階までとなっており、それ以上については、各保険者の条例で決める事ができることになっている。一番高いものだと、第6期に第18段階があった。広域連合の会議で、第13段階以降もあっていいのではないかという議論はあったが、段階的に上げて行こうということで、第12段階までになっている。他の7市町村につきまして、国基準と同じ第9段階までというところもある。1.7からいきなり2、という急激な上昇を避けるという意味もある。

会　長：他に質問等あれば。

委　員：Ｐ90ですが、第7期までのことで、第8期からは同じになるということですか。

事務局：第7期だけの特例の軽減措置で、8期以降は介護保険の給付実績に差異が出た分は広域連合全体で保険料の軽減に使うと予定している。

委　員：可能性として蒲郡市などは結構上がるということも聞いているが。

事務局：そのとおり。

委　員：それと、公費負担ですが、軽減のその財源はどこからくるのか。

事務局：基本的には消費税と聞いている。国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1という配分になっている。

委　員：Ｐ87の説明で、1600億に相当する金額として、豊川市は100億と言っていたのだが。

事務局：第6期でいうと、400億になる。一年間で100億くらいの給付があるので、3か年で300億から400億となる。

委　員：この計画は行政のものだが、私の意見と言うより要望になるが、一般の人、私は町内会から出ている身として言うと、ゴミだとかは話がおりてくるが、この介護については何も話がない。地域としては内容を承知していたほうが良いと考える。私は関係ないと、介護をしている人が地域にいても関心がないというのでは、これからの高齢化社会では困ることになる。専門家だけが理解しているのではなく、一般の市民向けに、簡単に内容を説明したパンフレットなどがあればいいのではないか。

会　長：市民全体に理解されるような、簡単な案内やチラシを作ったほうがいいということか。事務局は何か考えはあるか。

事務局：この高齢者福祉計画については、概要版を作成する予定である。もっと、薄くて簡単に説明したものを、町内会や老人クラブ、団体に配布し、多くの方の目に留まるよう工夫したい。介護保険については、出前講座を開催している。なかなか出前講座があるということも知られていないが、もっと介護保険について聞きたい、知りたいというご要望があれば、介護高齢課にご連絡いただきたい。職員が出向き、説明や紹介をさせていただく。

会　長：出前講座の名称は。

事務局：出前講座のメニューとして「介護保険って何」というものがある。

会　長：今回の計画は、その「介護保険って何」という出前講座の中で理解できるとのこと。

委　員：地域の方が関心を持って、安心して生活を送れるように、どんどん情報発信していただいて、誰でも介護保険の事について説明を聞くことができるようにしていただきたい。

高齢者福祉ということで申し上げると、専門誌によれば、全国にフリーターと呼ばれる方が110万人いるとのこと。私の意見では、実際はこの10倍、1000万人くらいいるのではないかと考えている。これは、35歳から55歳までの方々で、この55歳の方が、あと10年たつと、65歳になる。そういった時に現在の平成35年までの計画の次を考えなければならない。その時フリーターと呼ばれる方々は65歳以上を過ぎており、その方達は、言い方は悪いが、年金受給額が少ない、低所得、貯金もない、もうひとつ言うと、未婚の方が多いという懸念がある。こういった方々が、社会を構成する65歳に入っていく。これからの高齢者福祉を考えるうえで、このような見方も考えなければならない。私達施設の者から言えば、真剣に考えていただきたい。

私達施設では、どんどん地域へ出て、介護することがあっても困らないように、また介護しなくても済むよう、介護について、介護予防や介護の仕方を出前講座としてボランティアでやっている。こういった活動を市内施設が取り入れていったらいいのではと考える。

会　長：そういった各高齢者施設の出前講座について、市のほうでは要請をしたりすることがあるのか。

事務局：市の方としても家庭の介護というよりも、今やっと目が向き始めたのは、介護をする人、人材を育成しなければならないということで、介護の仕事が大変で離職される方々が増えているため、何とか介護の仕事を続けられるよう、人材を確保できるよう働きかけていかねばならないと考えている。また、65歳以上で元気な方が仕事を続けたいのになかなか働く場所がなくて模索されているということもあり、そのような方々を人材として活用していくということも進めている。介護保険の関係とすれば、介護保険事業者連絡協議会というものがあり、講座のような活動をしていただくと、施設はいろいろな所に点々としているため、より身近なところで市民に参加してもらうことができ、素晴らしいことである。市としても、そういった活動にもっと目を向けていきたい。

委　員：Ｐ36のような、このようなイラストがあれば、分かりやすいと思う。これをさらにレベルアップしてほしい。高齢者の方でもわかりやすく紹介してほしい。

会　長：こういったイラストなどは、概要版等要約したものにも載るのか。

事務局：これから、概要版を作成する予定だが、確かにこういったイラストがあるほうがわかりやすい。概要版作成に活かしたい。

会　長：良い助言をいただいた。

委　員：私は、認知症の母親を20年間介護した。周りの方に気遣ってもらいながら、3年前に介護を終えた。現在は、周りの方に相談されるようになったが、相談窓口がどこに行ったら良いのかわからないと言われる。自分の家族の状態がおかしいと、しかしどこへ相談したら良いのかわからないとのことである。それで経験のある私に相談に来られる。

それと、相談できる窓口が自分達の足ではなかなか行けないような場所にある。車に乗れない、自転車にも乗れないとなると、歩くには遠すぎる距離である。もっと民生委員さんを頼ればいいのかもしれないが、民生委員さんが活発に活動していないと頼れない。私の場合は相談の窓口など知っていたため、自分で相談できたが、民生委員さんに相談できないとなると、民生委員さんはその家に介護が必要な状況を知らないことになる。民生委員さんが各家庭の状況をどれくらい把握しているのか疑問である。

今は個人情報の問題もあり、どの家庭にお年寄りがいるかなど情報を得にくい。以前は、一軒、一軒、高齢者の方のご自宅を回って顔を合わせてチラシなどを配っていたが、今は難しい。

相談窓口の件と、各家庭の情報を把握されている方がどれくらいいるのかということが問題だと思う。

会　長：地域によっては、民生委員さんの活動に温度差があるようである。東三河広域連合の高齢者の支援活動の推進には民生・児童委員さんのウェイトが高い図がP49にあるが。

事務局：広域連合のほうでは、推進に向けたイメージとして図を載せている。高齢者の方の見守りということで、豊川市でいくと、民生・児童委員さんにひとり暮らし、高齢者のみ世帯の見守りをお願いしている。

委　員：言い回しや表現がわかりやすくなった。今働いている身としては、介護保険料は払いたくないという気持ちと、介護サービスを受ける身になれば、十分な事をしてもらいたいという気持ちがある。保険料を段階的にあげていく方針を見ると、保険料を払う側、サービスを受ける側、どちらの立場も考えた施策だと思う。

会　長：内容は多岐にわたり、こんなに色々な施策が行われているのかと驚いた方もいるかと思う。行政でも練り上げて計画を立てている。

委　員：介護保険料について、私の父と私とでは収入にだいぶ差があるが、介護保険料があまり変わらないのでは思うことがある。

介護保険料について、みなさんあまりご存じないのではないか。通知が来たら払う、くらいか。何とか介護保険料についてよく知ってもらう方法はないかと思う。

会　長：利用する側になった時、介護保険のありがたみが分かる。

委　員：介護保険料に関係して、国のほうで作成した、高齢者医療でどれだけお金が動いているのか説明した冊子を今各診療所等へ置いている。やっとそういうものをお見せして説明ができ、診療所に来た方へ冊子を持って帰っていただくということができるようになった。介護保険料についてもそのようなわかりやすく説明できるものを作成して、広報なりに載せると良いと思う。

あと、疑問に思っているのですが、総合事業の推進ということで、各新聞を読んでいると、自治体によっては、あるサービスについては事業を撤退してしまって、そのサービスを受けたいと思っても受けることができないとなっているようだが、豊川市については、そのあたりはどのような状況か。

事務局：豊川市につきましては、総合事業について、利用者がいないため、手を引くということはあるが、実際のところ、手をあげてくださる事業者さんはいらっしゃいますので、市としては、これから事業者の方は増えていくだろうと考えている。

委　員：広域連合ですが、事務所はどこにあるのか。

事務局：豊橋市の職員会館にある。

委　員：そこに事務所があって、動いているということか。

事務局：そのとおり。

委　員：そういった、所在がないといいますか、いまいちわからないので、そういった記載があってもいいのでは。それと、そこで働いている職員は豊川市の方もいるのか。

事務局：派遣職員は、豊橋市に出向という形で豊橋市の事務所で働いている。各市町村でやるよりも、まとめてやったほうが良い事務、専門性を問われる事務を担当している。豊川市にいる職員は認定の申請など、それぞれの市町村でしたほうが良い作業をしている。豊川市の市民の皆さんへのサービスに影響はない。

委　員：Ｐ69の（4）安全・安心の体制づくりの「a．災害時要援護者支援制度事業」について、できたら名称を分かりやすく変えることはできないか。私の近所で、体が不自由な方が倒れられ、たまたま訪問した方に発見されて救急車を手配したが、お身内の方に連絡ができなくて困った。借家なので大家さんに尋ねようとしたが外出していて不在、契約していたガスの名義人は亡くなっており、とりあえず大家さんの帰りを待つという事態になってしまった。この名称を災害時だけでなく、常時使えるような名称に変更できないかと思ったのです。

事務局：「災害時要援護者支援制度」については、市の地域防災計画に記載されており、名称をすぐに変更することは難しい。これに登録したいと一人暮らしの高齢者の方が思われたら登録する事が可能であり、また身体障害者の方も対象となっている。緊急に具合が悪くなって、救急車で運ばれるとなった時身寄りがわからないということもあり、介護高齢課では「一人暮らし高齢者登録制度」があるが、元気なうちはそういうものも必要ないと断られてしまい、結局緊急の時に困るということがある。

そういった方を民生委員さんを通じて、なるべく把握しておく、身内の方の連絡先がわかるよう把握しておくことを強化していきたい。この計画期間中に高齢者相談センターと連携して進めていきたいと考えている。

会　長：東三河広域連合の中で保険料が設定され、広域連合のスケールメリットを生かしてどこでも同じ様なサービスをうけられるようになった。委員の話にもありましたが、5年後どうなるのかも懸念材料である。これで計画策定は終わるわけですが、すぐに次の計画を見据えないといけない。

事務局の方から何かありませんか。

事務局：高齢者福祉計画を策定するにあたって、皆様に多くの意見をいただいた。今後、これに基づいて6年間何もしなくていいということではなく、見直しだとか引き続き議論が必要だと考えている。この内容で冊子にして、委員のみなさまに配布させていただく。